研究倫理教育実施体制

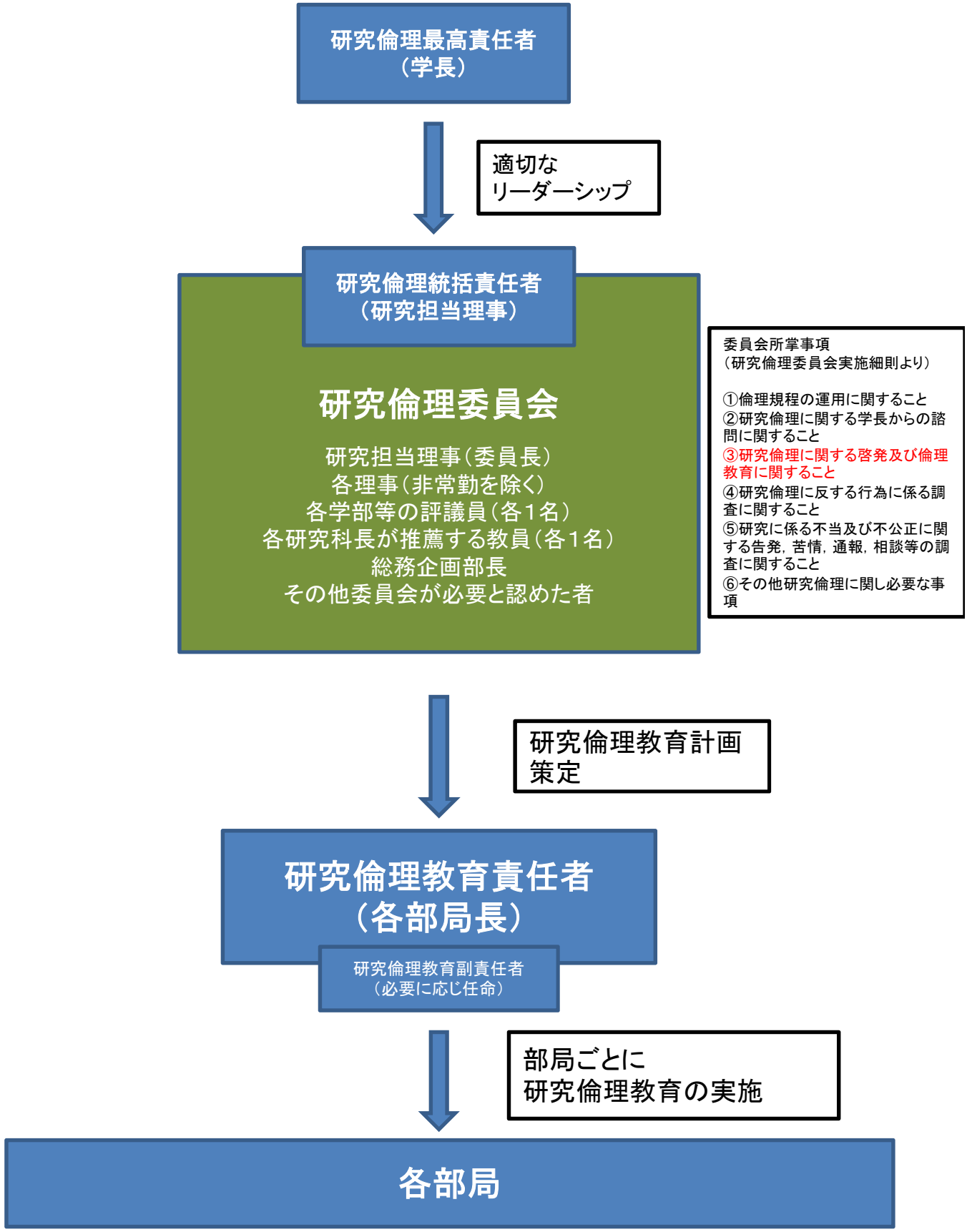
研究倫理最高責任者
（学長）
適切な
リーダーシップ
研究倫理統括責任者
（研究担当理事）
研究倫理委員会
研究担当理事（委員長）
各理事（非常勤を除く）
各学部等の評議員（各1名）
各研究科長が推薦する教員（各1名）
総務企画部長
その他委員会が必要と認めた者
委員会所掌事項
（研究倫理委員会実施細則より）
①倫理規程の運用に関すること
②研究倫理に関する学長からの諮問に関すること
③研究倫理に関する啓発及び倫理教育に関すること
④研究倫理に反する行為に係る調査に関すること
⑤研究に係る不当及び不公正に関する告発，苦情，通報，相談等の調査に関すること
⑥その他研究倫理に関し必要な事項
研究倫理教育計画
策定
研究倫理教育責任者
（各部局長）
研究倫理教育副責任者
（必要に応じ任命）
部局ごとに
研究倫理教育の実施
各部局